

学校保健安全法に定められた感染症

* 学校保健安全法(学校保健安全法施行規則 第18条)で定められている下表の感染症に罹患した場合は、報告が必要となります。

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペストマールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)・中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)・特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種 (医師より登校禁止を指示された場合のみ報告)	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症(O157他)・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎その他の感染症(流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・EBウイルス感染症など)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

2023年5月8日

- ・ 経済学部では、第一種、第二種の感染症に罹患した場合は、保健室又は学生課に必ず報告するように指導しております。
- ・ 医師によって感染予防上登校しても支障がないことが確認されたら、医療機関に「登校許可証明書」の作成を依頼のうえ、その写しを保健室に提出願います。後日、保健室で作成された欠席届を担当教員に提出してください。
- ・ また、第三種の「その他の感染症」に罹患した場合でも、保健室又は学生課へ報告をするよう願います。